

デ国第532号
総行マ第104号
保連発0807第1号
社援地発0807第1号
障企自発0807第1号
障障発0807第1号
老高発0807第1号
老認発0807第1号
老老発0807第1号
令和5年8月7日

別記団体の長 殿

デジタル庁国民向けサービスグループ参事官
(公印省略)
総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長
(公印省略)
厚生労働省保険局医療介護連携政策課長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)
厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印省略)
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
(公印省略)
厚生労働省老健局老人保健課長
(公印省略)

福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアルの
作成について

平素よりマイナンバーカードの取得促進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

健康保険証としてのマイナンバーカードの利用については、令和3年10月からオンライン資格確認の運用が開始され、患者本人の健康・医療に関するデータに基づいた、より適

切な医療を受けていただくことが可能になるなどのメリットがあります。

政府としては、国民の皆様にごこうしたデジタル化のメリットを享受していただけるよう、マイナンバーカードを取得いただくための環境整備に取り組んでおります。

例えば、市区町村職員が施設等に出向いて申請受付を行う出張申請受付では、本人限定郵便等でマイナンバーカードが郵送されますので、役所に出向くことなくカードの受取りが可能です。このほかにも、市区町村からの委託事業者等が申請書の記入補助や顔写真撮影等を行う申請サポートや、交付時に代理人が来庁してカードの交付を受けられる代理交付といったサポートがあります。

については、こうした取組について、施設・支援団体等の皆様に御活用いただけるよう、今般、マニュアルを作成しましたので、別添1のとおりお知らせします。併せて、マニュアルに記載された出張申請受付等の取組を活用いただくに当たって、市区町村の担当課の連絡先を別添2のとおり情報提供いたします。別記団体の皆様におかれましては、これらについて貴団体の関係団体あてに周知をお願いします。

また、マニュアルでは、マイナンバーカードを施設等で管理するに当たっての留意点等もお示ししていますが、カードの暗証番号の管理に不安がある方が安心してカードを利用でき、代理交付を受ける方の負担軽減にもつながるよう、令和5年11月頃より、暗証番号の設定が不要なカードの申請受付・交付を予定しています。暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの医療機関での利用については、厚生労働省から、医療関係団体宛てに別添3のとおりお知らせしているところであり、詳細は今後、別途お示しする予定ですので、参考にしてください。

デジタル庁国民向けサービスグループ

担 当：菅藤、深川、岡田

電 話：03-4477-6775（直通）

メール：mynumber_team@digital.go.jp

総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室

担 当：井上、佐藤、坪田

電 話：03-5253-5366（直通）

メール：juki@soumu.go.jp

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

担 当：中村、西元、井上

電 話：03-3595-2164（直通）

メール：nakamura-kei.cn7@mhlw.go.jp

nishimoto-atsuya.sr8@mhlw.go.jp

inoue-tomoki.i09@mhlw.go.jp

別記

「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得マニュアルの作成について」
別記団体一覧

一般財団法人全日本ろうあ連盟
一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会
一般社団法人日本介護支援専門員協会
一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ
一般社団法人ひきこもりUX会議
公益財団法人全国老人クラブ連合会
公益社団法人全国老人福祉施設協議会
公益財団法人日本知的障害者福祉協会
公益社団法人認知症の人と家族の会
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
社会福祉法人全国社会福祉協議会
社会福祉法人全国社会福祉協議会全国身体障害者施設協議会
社会福祉法人日本視覚障害者団体連合
特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会
特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会